

福岡県公報

令和六年二月六日
第四百六十九号
増刊
①

目次

規則(第三号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課)……………一

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年二月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三百三十三号の二中

- 〔6〕 第11条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 「を」を「を」に改める。
- 〔6〕 第11条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 「を」を「を」に改める。
- 〔7〕 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。 「を」を「を」に改める。

附則

この規則は、令和六年三月一日から施行する。